

介護職員等特定処遇改善加算（見える化要件）

1. 介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算とは、これまでの介護職員処遇改善加算に加え、更なる処遇改善を図るため、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定により創設されました。この加算を算定するためには、以下の要件を満たす必要があります。

2. 算定要件について

(ア) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定していること

(イ) 職場環境等要件を満たすこと

(ウ) 介護職員等特定処遇改善加算の取り組みについて、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していること（見える化）

3. 職場環境要件について

入職促進に向けた取組	<ol style="list-style-type: none">1. 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用2. 職業体験の受入れ、地域行事への参加や主催等による、職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	<ol style="list-style-type: none">1. 子育てや家族の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実2. 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換
腰痛を含む心身の健康管理	<ol style="list-style-type: none">1. 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援2. 健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等により職場内コミュニケーションの円滑化を図り個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善